

八王子市消費者教育推進計画

(平成29年度～平成33年度)

－概要版－

平成29年3月 八王子市

「八王子市消費者教育推進計画」は、消費者教育推進法に基づき、消費者教育の推進に関する施策・事業を具体的に推進するとともに、第2期八王子市消費生活基本計画の重要課題である「消費者教育の推進」に関する施策・事業を具体的に推進していくための実施計画と位置づけて策定します。

計画策定の背景と趣旨

消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するために、消費者被害等の速やかな情報提供や被害救済等の適切な対応が重要であることはいうまでもありません。しかし、変化の激しい現代社会においては、単に被害事例について学ぶだけではなく、消費者自身が、事前に被害を認識し、危険を回避したり、被害にあった場合に適切に対処することができる能力が重要であり、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成が今まで以上に求められています。

また、私たち一人ひとりの消費生活が、結果として地球環境や経済社会の形成に大きな影響を与えるようになった現代社会においては、自分だけでなく、周りの人々や、将来の世代、内外の社会情勢や地球環境にまで思いをはせることのできる社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育むことが求められています。

計画の事業展開

消費者市民社会の実現に向けて、本市の消費者教育推進の基本的な方向性を次のとおり定めます。

1 効果的な啓発・情報提供

消費生活を送る上で必要となる情報が、それを必要としている消費者の手元に届くよう、よりの確に対象を絞った情報提供方法を工夫するなど、多様な形態での情報提供を進めます。また、消費者市民社会の啓発など、消費者教育の必要性・重要性についても情報発信していきます。

| | |
|-------------------|--|
| (1) 多様な形態での情報提供 | 市広報・ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、消費者及び事業者に分かりやすく、適切な情報を伝えます。また、若者を中心に普及しているSNSの活用や街頭での啓発など、対象や内容に応じた効果的で迅速な情報提供に取り組みます。 |
| (2) 専門的な講座の実施 | (独) 国民生活センター、東京都金融広報委員会や事業者団体など専門的な知識をもった関係機関と連携して講座を実施します。 |
| (3) 出前講座の実施 | 町会・自治会、地域包括支援センターなどと連携して、職員が講師として市民の元へ出向く出前講座を実施します。 |
| (4) 各種イベントでの啓発 | 市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。 |
| (5) 民間施設への啓発冊子の配備 | 消費者にわかりやすい啓発冊子を作成し、市民に配布します。情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。 |
| (6) 地域活動団体等への学習支援 | 地域で活動する団体や児童館などの地域活動拠点に向け、消費者教育に関する学習活動の支援を行います。また、市民のニーズにあった消費生活講座や出前講座を実施し、消費生活に関する意識を高める学習機会を提供します。 |

2 ライフステージや様々な特性に応じた体系的な消費者教育

生涯学習の観点に立ち、幼児期から高齢期までの各段階や、学校、地域、家庭、職域といった様々な場の特性に応じた、体系的な消費者教育を、関係団体等との役割分担・連携のもと推進します。発達段階ごとに求められる学習目標に応じて内容や方法を工夫していきます。

(1) 幼児 (保護者等を含む)

幼稚園・保育所における日々の教育・保育の実践における取り組みのほか、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けられるよう、子育て中の保護者が集まるイベント等で消費者教育を行います。

| | |
|--------------------------|--|
| <p>(2) 小学生・中学生・高校生</p> | <p>小さい頃から消費に対する関心を高めていくために、学習指導要領などに基づき、社会科（生産から販売の消費生活の様子）、家庭科（物や金銭の使い方と買い物）をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。また、学校外における学習機会の提供に努めます。</p> |
| <p>(3) 若者（大学生・新社会人等）</p> | <p>学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子を通じた情報提供をはじめ、新入生ガイダンスでの周知・啓発、大学などにおける出前講座・パネル展などを実施します。また、大学教職員向けの消費者教育研修を開催するなど、学生を取り巻く関係者への意識啓発と情報提供も進めていきます。また、市内企業と連携して、新社会人への啓発活動を実施します。</p> |
| <p>(4) 成人一般</p> | <p>情報紙の発行やホームページ等を活用した情報発信、講座、講演会の開催などの他、職場や事業団体などの研修への参加など、市内で働く従業員に対する消費者教育や啓発活動を行います。また、本市の消費生活センターの更なるPRに努めるとともに、すべてのライフステージを対象とした講座を生涯学習の一環として推進します。</p> |
| <p>(5) 高齢者</p> | <p>シニアクラブへの出前講座など直接的な教育機会の提供にとどまらず、消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるように、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなど、対象となる消費者に日ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。</p> |
| <p>(6) 障害者</p> | <p>障害者が安心して消費生活を送ることができるように社会福祉施設や福祉サービス提供事業者など、地域の福祉関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。</p> |
| <p>(7) 外国人市民</p> | <p>外国人市民を対象に消費者トラブル防止の啓発活動、多言語のホームページや八王子国際協会等を通じた消費者トラブルに関する情報提供を行います。</p> |

3 公正かつ持続可能な社会に向けた取り組み

消費者が、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって、社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼす可能性があることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の実現に向けた行動ができるよう、特に関心の高い食の安全や安心等の身近なテーマを入り口に、啓発やイベントを通じて支援していきます。

| | |
|-----------------------|--|
| <p>(1) 食育と地産地消の推進</p> | <p>第2期八王子市食育推進計画に基づき、幼児から高齢者まですべてのライフステージを対象に、教材作成を進めながら地域一体となった取り組みを進めます。また、「地産地消」を推進するとともに、生産者と消費者の交流を図り、農業体験等に取り組めます。</p> <p>小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。</p> |
| <p>(2) 食の安心と食品表示</p> | <p>消費者が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得できるよう、食育推進運動とともに消費者教育を推進します。また、食品の表示を正しく理解し活用できる消費者の育成に努めます。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| (3) 環境関連講座等の開催 | 市民の環境への関心と理解を深め、環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。 |
| (4) ごみ減量の啓発 | ごみの減量・資源化に向けた意識の高揚と行動を促進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。清掃工場においては、環境教育・学習や環境情報の発信などを総合的に行う拠点づくりを進めるため、環境関連の各種イベント、講座を実施します。 |
| (5) 倫理的（エシカル）消費※の啓発 | 障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的（エシカル）消費(※)関連の各種イベント、講座を実施します。 学習指導要領などに基づき、社会科、家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。 |

※ 倫理的（エシカル）消費：障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。（出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会 中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～）

4 消費者教育の担い手の育成・活用

ライフステージや場に応じた消費者教育を行うため、消費者教育と関連のある多様な分野で担い手となる人材の発掘・育成や活用を図ります。また、ライフステージごとに利用しやすいパンフレットやDVD等の教材の充実とその活用を図ります。

| | |
|----------------------|--|
| (1) 消費者教育の担い手の育成 | 消費者が生涯を通じて学べるよう、消費関連団体をはじめ、学校や地域の人材、消費者個人など、消費者教育の幅広い担い手を育成して行きます。 |
| (2) 教育資材の作成・活用 | 自主的な学習活動支援を行うため、消費関連教材の開発と、貸出などの活用を図ります。 |
| (3) 消費者団体・事業者団体等との連携 | 行政の消費生活部門、教育機関や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体、民間機関など、消費者教育等を担いうる多様な団体・機関と連携し、それぞれの得意分野のノウハウを有効に活用していきます。 |

計画の推進

八王子市消費者教育推進計画の推進に向けて、八王子市消費生活センターが中心となり、市役所内関係部署、国、東京都などの関係機関及び地域の関係機関などと密接に連携した推進体制で取り組みます。

| | |
|---|--|
| 八王子市消費者教育推進計画 (平成29年度～平成33年度) －概要版－ | 発行 八王子市 編集 八王子市消費生活センター 〒192-0082 八王子市東町5-6 生涯学習センター（クワイエットホール）地下1階 電話 042-631-5456 / FAX 042-643-0025 |
|---|--|